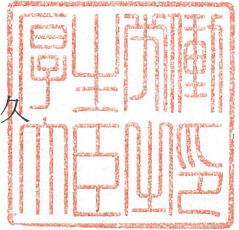


厚生労働省発職 0129 第 3 号
令和 3 年 1 月 29 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政

令案要綱

第一 適用対象業務

その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務として定められている医師法第十七条に規定する医業等の範囲から、次に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある病院等である場合を除くものとする。

一 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務

二 保健師助産師看護師法第六条に規定する業務

三 薬剤師法第十九条に規定する業務

四 臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務

五 診療放射線技師法第二条第二項及び第二十四条の二に規定する業務

第二 日雇派遣の例外業務

その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働

者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として、病院等以外の場所において行う保健師助産師看護師法第五条に規定する業務を加えるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この政令は、令和三年四月一日から施行すること。
- 二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。